

2023年度税制改正による インボイス制度の見直し

昨年公表の2023年度税制改正大綱では、2023年10月から導入されるインボイス制度に関する事務負担の軽減措置が盛り込まれた。今回は、改正の主なポイントに加え、インボイス制度にも活用可能なIT導入補助金について解説する。



中田 和重
中田公認会計士事務所 所長
公認会計士・税理士

【Q1】改正の内容とポイントは？

インボイス制度の円滑な実施のために、税制改正大綱において事業者の「事務負担の軽減」を目的に追加措置が決定されました。追加措置の主な内容は、①小規模事業者の納税額を売上に係る消費税額の20%とする軽減（2割特例）、②一定規模以下の事業者に関する少額取引の特例（少額特例）、③少額な売上対価返還（値引き等）にかかるインボイス交付義務の免除、④インボイス発行事業者の登録期限の緩和です。改正される追加措置に係る課税売上高の要件

や、対象となる期間および改正のポイントは図表1のとおりです。

【Q2】「2割特例」と「少額特例」とは？

「2割特例」とは、基準期間（2事業年度前）の課税売上高が1000万円以下の免税事業者がインボイス発行事業者となった場合に、納税額を売上税額の2割に軽減する特例で、3年間の負担軽減措置となっています（図表1①）。「少額特例」とは、基準期間（2事業年度前）の課税売上高が1億円以下または前事業年度の上半期の課税売上高が5000万円以下の事業

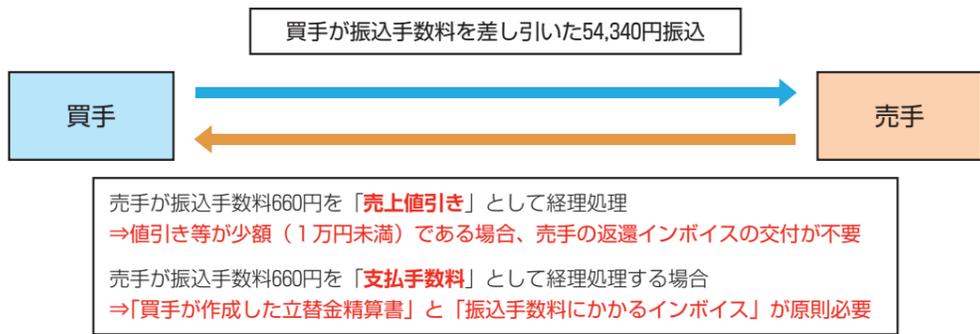
■図表1 2023年度税制改正におけるインボイス制度に関する主な税制上の措置

改正内容	①納税額を売上税額の20%に軽減（2割特例）	②1万円未満の課税仕入れについてインボイスの保存が不要（少額特例）	③少額な値引き等について返還インボイスの交付義務免除	④登録申請期限の緩和
基準期間の課税売上高	1000万円以下	1億円以下	全ての課税事業者	全ての課税事業者
適用期限	2023年10月1日～2026年9月30日の属する課税期間	2023年10月1日～2029年9月30日の課税仕入れ	2023年10月1日～	2023年10月1日～
改正のポイント・留意点	免税事業者がインボイスの発行事業者（適格請求書発行事業者）を選択した場合に適用	税込価額1万円未満の課税仕入れ（経費等）について、インボイスの保存がなくても帳簿のみで仕入税額控除が可能	税込価額1万円未満の売上値引きや返品等について、返還インボイスの交付が不要。振込手数料分を売上値引き処理する場合も同様	2023年10月1日からインボイスを交付するためには2023年3月31日までに登録申請書の提出が必要だったが、4月以降の登録が可能
	業種にかかわらず納税額は売上税額の20%なので、簡易課税に比しても事務負担が軽減される。ただし卸売業は簡易課税の方が売上税額の10%で有利	特定期間（前事業年度開始の日以降6カ月間）の課税売上高が5,000万円以下である場合にも適用	取引発生前に振込手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合にのみ、親事業者が負担した実費の範囲内で手数料を差し引ける（下請法）	上記のほかに、課税期間の初日から登録を受けようとする場合等の提出期限が、課税期間初日の1カ月前から15日前に短縮など

■図表2 売手が負担した振込手数料について売上値引き処理をすれば、返還インボイスの交付が不要に（税込価額が1万円未満で、下請法に違反しない場合）

【具体例】

売手が商品を55,000円で販売し、買手が、振込手数料（660円）を差し引いて54,340円を売手に振込



者が、税込価額1万円未満の経費の支払等をする場合に、インボイスの保存がなくても6年間仕入税額控除が受けられる特例です（図表1②）。

この2つの特例の詳しい内容は、2023年1月号に掲載されていますのでご参照ください。

【Q3】少額な返還インボイスの交付義務免除とは？

インボイス制度が導入されると、売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引きや返品を行った際に、値引き等の金額や消費税額等を記載した書類（返還インボイス）の交付義務が売手に課されます。このため値引き等の都度、売手に返還インボイスを交付する義務が新たに発生する懸念がありました。

改正では事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、税込価額が1万円未満の少額な値引き等については、全ての事業者に返還インボイスの交付義務を免除する措置が盛り込まれました（図表1③）。

事例としては、買手が振込手数料を差し引いて、仕入代金を売手に支払う場合には、売手が負担する振込手数料について「売上値引き」として経理処理を行えば、売手の返還インボイスの交付が不要となります（図表2）。

しかし、売手が振込手数料を買手に立替払いしてもらったと認識し、売手が「支払手数料」として経理処理する場合は、現行では原則通り、

務が異なるのでは実務的に混乱が生じるため、今後の国税庁のQ&Aの改正による対応が待たれます。

【Q4】インボイス制度に対応する補助金とは？

IT導入補助金のうち、企業間取引のデジタル化を推進することを目的とした、デジタル化推進類型が中小企業のインボイス対応の費用に活用できます。安価な会計ソフトも対象となるように補助下限額が撤廃され導入がしやすくなりました。

補助対象は、新たに導入する会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの経費の一部やクラウド利用費です（50万円以下は4分の3以内、50万円超350万円以内は3分の2以内の補助率）。ソフトウェアのほか、PC・タブレット（10万円以下）、レジ・券売機等（20万円以下）のハードウェアの購入も補助（補助率2分の1以内）の対象です。

*

インボイス制度は、今回の改正後も実務上の課題が多く含まれており、税制改正大綱において、「引き続き事業者が抱える問題意識や課題を、業界や地域ごとに丁寧に把握しきめ細かく対処する」旨の記載がなされています。

今後も実務に即した改正がなされることを期待しますが、2023年10月1日のインボイス制度の導入に合うように社内体制の整備をスタートすることが重要です。